

吹田市公園施設長寿命化計画見直し業務仕様書

第1章 総則（一般事項）

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、吹田市公園施設長寿命化計画見直し業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、設計図書及び「測量、調査作業及び業務委託等必携」（大阪府都市整備部）によるものとする。ただし、協議を必要とする場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、以下の法令等に準拠するものとする。
 - ア 都市公園法
 - イ 都市計画法
 - ウ 都市公園法運用指針（国土交通省都市局）
 - エ 吹田市都市公園条例
 - オ 公園施設再整備計画（Re パークプランすいた）
 - カ 公園緑地マニュアル（一般社団法人 日本公園緑地協会）
 - キ 都市公園技術標準解説書（一般社団法人 日本公園緑地協会）
 - ク 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（国土交通省）
 - ケ 都市公園の移動円滑化整備ガイドライン
 - ケ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）
 - コ 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2014（一般社団法人 日本公園施設業協会）
 - サ 都市公園安全・安心対策に関する調査・計画（一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会）
 - シ その他業務施行にあたり必要な諸法令
- (3) 本業務に伴い知り得た秘密について他に漏らさないこと。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 業務の実施に当たり、設計図書及び発注者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、作業に努めること。

3 承諾、協議、指示の方法

承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、本市が行う指示についても同様とする。

4 疑義等

受注者は、本業務の仕様書及び設計図書に不明な点及び疑義が生じた場合は、調査職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

第2章 委託業務

1 業務目的

本市では、平成23年度に市が管理する都市公園について、都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的として、公園施設長寿命化計画を策定し、平成29年度に計画の見直し、令和3年度に改定を行っている。

本業務は、公園施設長寿命化計画の策定以降に行った施設の更新内容や新設等の維持保全内容を更新し、一般施設については必要な健全度調査を実施した上で健全度・緊急度判定を行い、昨年度実施した「公園等遊具点検業務」の遊戯施設の点検及び健全度判定結果と合わせ、公園施設長寿命化計画を見直すことを目的とする。

2 対象区域

吹田市内の都市公園等 139箇所

3 業務内容

(1) 打合せ協議

本業務における打ち合わせは、業務着手時・中間時4回・成果品納品時の計6回を行うものとし、原則として管理技術者が立ち会うものとする。打合せ協議終了後は協議記録を作成し、発注者及び受注者の両者が確認の上、各々一部保管するものとする。

(2) 資料収集と与条件の整理

対象とする公園及び公園施設について、既存資料（現行計画策定時の報告書、公園台帳、定期点検結果報告、修繕記録等）の収集と内容確認を行い、基礎情報の変更点を整理する。また、整理した基礎情報をもとに、「健全度調査票」「公園施設データベース」の該当欄を変更する。

併せて、施設ごとに「予防保全型管理を行う候補の施設」と「事後保全型管理を行う施設」に区分するものとするが、詳細については発注者との協議の上、決定するものとする。

(3) 予備調査

現地調査により公園施設の管理状況、劣化・損傷の概要を把握し、業務対象範囲内に存在する計画対象施設の数量等を取りまとめる。また、劣化や損傷の状況確認においては、遊戯施設を除く施設すべてについて、目視による簡易の健全度判定を行うものとする。

その他、計画準備及び予備調査において得られた情報と既往の公園台帳等の各種資料に相違がある場合は適宜「公園施設データベース」の修正を行うものとする。

(4) 健全度調査と健全度・緊急度判定

「予防保全型管理を行う候補の施設」に分類した公園施設を対象に、より詳細な施設の劣化や損傷の状況を確認するための健全度調査及び健全度・緊急度判定を行い、その結果を「健全度調査票」に整理するものとする。なお、調査内容、調査方法は以下のとおりとするが、詳細については協議の上、決定するものとする。

ア 健全度調査

「予防保全型管理を行う施設」に分類される施設のうち、優先的に調査が必要な施設のみを対象に健全度調査を実施する。

健全度調査の方法は、現地での目視等による施設調査を実施することとし、以下の分類ごとに劣化状況や施設とその周辺のハザードの有無等について調査を行う。また、非構造部材（消耗材）の劣化についても注意し、総合的に評価するものとする。なお、施設利用時に重大な事故が発生するおそれがある施設等を発見した場合は、速やかに調査職員に報告する。

表 - 施設区分別調査内容及び想定数量

区分	内容	想定数量
一般施設	対象施設全体及び主要部材について目視により確認する。	一般施設 A : 495 施設 一般施設 B : 9 施設 一般施設 C : 76 施設
遊戯施設	昨年度実施した「公園等遊具点検業務」の遊戯施設の点検及び健全度判定結果を整理する。	遊具 A : 528 基 遊具 B : 154 基 遊具 C : 35 基 遊具 D : 3 基、52m 小型複合遊具 : 77 基 中型複合遊具 : 7 基
土木構造物	擁壁 (RC 造 H2.0m 以上)・橋梁 (L10.0m 以上、ただし鋼橋は全て)・木橋等の種別ごとに、既往のマニュアル等に準じて調査を実施する。	擁壁 : 4 か所 32 m ²
建築物	面積 10 m ² 以上の建築物を対象として、既往の点検結果資料等を基礎資料として、主に目視による調査を行う。※既往資料を用いるため、法令への適合性確認は不要	建築物(便所 等) ・ 築後 10 年～30 年未満 : 9 施設 ・ 築後 30 年以上 : 9 施設
各種設備	法定点検及び定期点検保守など、既往の点検結果資料を基に目視による作動確認を中心として調査する。	各種設備 (ろ過装置) : 1 施設

表 - 一般施設の種別

種別	施設の内容
一般施設 A	バックネット、バスケットゴール等、照明施設、引込柱、時計(高価なもの)、門・柵(高価なもの、転落防止目的等、柵は 200m 当たりとする)
一般施設 B	ステージ、デッキ、記念碑等(鋼製のモニュメント等)、噴水等
一般施設 C	休憩所・四阿・パーゴラ・日陰だな等 (面積 10 m ² 以上※)

※製品でない場合は、建築物として扱う

表 - 遊戯施設の種別

種別	施設の内容
遊具 A	雲梯、太鼓梯子、鉄棒(3連)、動物置物、単体スプリング遊具、シーソー、境界柵、プレイウォール、平均台、砂場、等これに類似した遊具、健康器具(可動部の無いもの)

遊具B	ジャングルジム、すべり台、2連ブランコ、はん登棒、全方向ブランコ、等これに類似した遊具、健康器具（可動部の有るもの）
遊具C	チェーンネットジャングル、ロープウェイ、4連ブランコ、2方向すべり台、回転すべり台、回転ジャングルジム、等これに類似した遊具
遊具D	ローラーすべり台
小型複合遊具	遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積が 100 m ² 未満 （複層になっているものは階層ごとに算出した面積の和）
中型複合遊具	上記の面積が 100 m ² 以上、300 m ² 未満

イ 健全度・緊急度の判定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、及び安全性などを総合的に確認し、公園施設の補修もしくは更新の必要性について、総合的に判定を行う。

また、判定結果にもとづき、施設の補修もしくは更新に対する緊急度についても判定する。なお、判定基準の詳細については指針案にもとづくこととする。

ウ 健全度調査及び判定を実施する専門技術者

下表を参考に健全度調査及び判定を実施する専門技術者を設定するものとする。

表 - 健全度調査及び判定を実施する専門技術者の例

分類	専門技術者の資格等	
一般施設	・技術士（建設部門） ・土木施工管理技士（1級、2級） ・造園施工管理技士（1級、2級） ・R L A ・R C C M（造園） ・これら同等以上の知識や経験を有する者	
遊具	・「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」 ・「公園施設点検管理士」、「公園施設点検技士」 ・これら同等以上の知識や経験を有する者	
土木構造物	橋梁、擁壁又は高度な構造計算を必要とする構造物	・土木施工管理技士（1級、2級） ・技術士（鋼構造及びコンクリート） ・R C C M（鋼構造及びコンクリート） ・道路橋点検士 ・より専門的な知識を持った有資格者（コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、土木鋼構造診断士） ・これら同等以上の知識や経験を有する者
	その他の構造物	・土木施工管理技士（1級、2級）
建築物	建築基準法第 12 条に規定される建築物又は建築設備	・建築士（一級、二級） ・国土交通大臣が定める資格を有する者（建築基準適合判定資格者、特殊建築物調査員、建築設備等検査員）
	上記外の建築物	・建築士（一級、二級） ・建築施工管理技士（1級、2級） ・これら同等以上の知識や経験を有する者

分類	専門技術者の資格等	
各種設備 (法令等で点検に資格が必要な施設)		・給排水設備、非常用照明設備、排煙設備、換気設備、昇降設備、消防用設備等に必要な資格

(5) 長寿命化計画の見直し検討

ア 方針の検討

各種調査結果等を踏まえ、公園施設長寿命化計画の見直し方針の検討を行うものとする。また、検討結果は、以下の項目ごとに整理するものとする。

- (ア) 公園施設の長寿命化のための基本方針
- (イ) 日常的な維持管理に関する基本的方針
- (ウ) 施設の管理類型
- (エ) 修繕または改築の工法、実施周期
- (オ) 消耗部材の交換計画
- (カ) 施設改修等の優先順位
- (キ) 施設改修等の単価

イ 年次計画の見直し

予備調査や健全度調査結果を踏まえ、維持保全費・長寿命化対策費を算出する。なお、予防保全型管理における長寿命化対策費と事後保全型管理での維持管理費用を比較し、公園施設の長寿命化対策による効果（ライフサイクルコストの縮減額）の算出を行うものとする。また、上記を踏まえ、見直し方針にて検討した「施設改修等の優先順位」をもとに年次計画（案）を作成する。

なお、上記までの作業は、現行計画策定時に作成した Excel ツールでの自動算出を想定しているが、アの方針変更により、別途計算が必要となるおそれがあるため、留意すること。年次計画（案）をもとに、関連計画である「吹田市公園施設再整備計画」との整合や予算の平準化を図るなど、年次計画の調整を行うものとする。

ウ 長寿命化計画の見直し

上項までの結果に基づき、「公園施設長寿命化計画調書」（様式 0～3）としてとりまとめる。また市民公表用の概要版を作成する。

(6) 報告書の作成

以上の成果を、公園施設長寿命化計画報告書として取りまとめる。

4 成果品

業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書（A4 版簡易製本）2 部

報告書に記載する調書及び点検調査票等の内容は以下のとおりとする。

- ア 公園施設長寿命化計画
- イ 公園施設長寿命化計画調書（総括表）
- ウ 公園施設長寿命化計画調書（都市公園別）
- エ 公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況）

オ 公園施設長寿命化計画基礎資料

(ア) 計画に示した長寿命化対策の根拠となる資料等

(イ) (計画方針の検討資料、ライフサイクルコスト算出根拠等)

(ロ) 各種施設の点検調査票、写真、図面（予備調査・健全度調査共）

(ハ) 打合せ記録簿

(2) 公園施設長寿命化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部

※調書、概要版含む

(3) その他、本業務の実施にあたり作成した電子情報、写真等

電子データのファイル形式は「docx. xlsx. pptx. (Micro Soft)」、「shp (GIS データ)」、「ai (Adobe イラストレーター)」等の一般汎用データ形式とし、これら電子データはすべて発注者にて処理、加工、修正が可能な状態で納品すること。

第3章 履行

1 着手

(1) 契約関係書類の提出

受注者は、契約締結後15日以内に、次の書類（本市所定の様式）を本市に提出すること。

ア 業務着手届

イ 下請事業者名簿

ウ 管理技術者届（選任した者の直接の雇用が確認できる書類及び資格証明書の写しを添付すること。）

(2) 業務計画書及び工程表の作成と提出

受注者は、契約締結後15日以内かつ業務着手前に、業務計画書及び工程表を作成し、調査職員の承諾を得たうえで提出すること。

(3) 着手報告

受注者は、本業務着手に当たっては、その旨調査職員に報告すること。

2 貸与資料

本市は本業務の実施にあたり関係資料等を受注者に貸与するものとする。受注者は、関係資料等を借用する際、借用書を本市に提出し、関係資料等についてその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行うこととする。

3 諸手続き等

(1) 関係官公庁等の手続き等

管理技術者は、本業務遂行のために必要な関係官公庁等に対する諸手続きを速やかに処理しなければならない。なお、管理技術者が関係官公庁等に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を調査職員に申し出て協議するものとする。

(2) 関係機関との協議

受注者は、関係する機関との協議を必要とする場合、調査職員の下承を得てから行うこととする。
また、調査職員が当該協議に同席しない場合には、協議した内容を調査職員に速やかに報告することとする。

4 完了

(1) 契約関係書類・成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の書類を本市に提出し、本市の完了検査を受けるものとする。

ア 業務完了届（本市所定の様式によること。）

イ 打合せ・協議記録簿

ウ 成果品

エ 支払請求書、明細書

オ その他本市が指示するもの

(2) 提出書類の検査

検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、管理技術者を出席させることとする。受注者の責務に帰すべき事由又は本市の検査により不適切と認められる場合は、速やかにその箇所の訂正又は補正を行うこととする。

5 瑕疵担保

受注者は、成果品納入後であっても、その成果品に隠れた誤りがあった場合、又はその成果品に不備があった場合には、速やかにこれを訂正、補正その他必要な措置をとらなければならない。なお、これにかかる経費等については全て受注者の負担によるものとする。

6 知的財産権

本業務において得られた成果物等（データ及び中間成果物を含む）の一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、全て本市に帰属する。また、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。

7 補足資料

受注者は、本業務に関連して補足的に資料の作成等の必要が生じた場合、調査職員の指示によりこれを行うものとする。

対象公園一覧

No.	公園名		種別	開設面積 (ha)	開設年度	
					和暦	西暦
1- 001	大井池	公園	街区	0.54	S26	1951
1- 002	金田	公園	街区	0.16	S28	1953
1- 003	玉の井	公園	街区	0.20	S40	1965
1- 004	住友	公園	街区	0.16	S28	1953
1- 005	松が丘第1	公園	街区	0.02	S40	1965
1- 006	松が丘第2	公園	街区	0.12	S42	1967
1- 007	松が丘第3	公園	街区	0.04	S40	1965
1- 008	原新池	公園	街区	0.38	S41	1966
1- 009	豊津	公園	街区	0.30	S42	1967
1- 010	江の木	公園	街区	0.40	S42	1967
1- 011	穂波	公園	街区	0.24	S45	1970
1- 012	はぎのき	公園	街区	0.95	S46	1971
1- 013	こでまり	公園	街区	0.40	S42	1967
1- 014	あじさい	公園	街区	0.25	S42	1967
1- 015	ふじのき	公園	街区	0.98	S42	1967
1- 016	おばな	公園	街区	0.26	S42	1967
1- 017	さるすべり	公園	街区	0.52	S40	1965
1- 018	やまぶき	公園	街区	0.14	S41	1966
1- 019	さざんか	公園	街区	0.29	S40	1965
1- 020	ゆりのき	公園	街区	0.18	S37	1962
1- 021	しいのき	公園	街区	0.27	S43	1968
1- 022	あべりあ	公園	街区	0.88	S43	1968
1- 023	にれのき	公園	街区	0.25	S43	1968
1- 024	もものき	公園	街区	0.47	S43	1968
1- 025	あせび	公園	街区	0.45	S46	1971
1- 026	下新田	公園	街区	0.25	S46	1971
1- 027	広芝	公園	街区	0.53	S44	1969
1- 028	南金田	公園	街区	0.27	S47	1972
1- 029	上新田	公園	街区	0.37	S50	1975
1- 030	南清和園	公園	街区	0.32	S49	1974
1- 031	川岸	公園	街区	0.25	S45	1970
1- 032	山田	公園	街区	0.18	S46	1971
1- 033	榎阪大池	公園	街区	0.41	S54	1979
1- 034	染の井	公園	街区	0.12	S51	1976
1- 035	谷上池	公園	街区	0.27	S49	1974
1- 036	岸部中第1	公園	街区	0.25	S50	1975
1- 037	さつき	公園	街区	0.24	S46	1971

No.	公園名		種別	開設面積 (ha)	開設年度	
					和暦	西暦
1- 038	江坂山北	公園	街区	0.13	S48	1973
1- 039	江坂山南	公園	街区	0.34	S50	1975
1- 040	安威川	公園	街区	0.54	S46	1971
1- 041	いずみ	公園	街区	0.10	S50	1975
1- 042	山田下	公園	街区	0.15	S50	1975
1- 043	いずみ南	公園	街区	0.16	S53	1978
1- 044	江坂西	公園	街区	0.11	S55	1980
1- 045	吹東	公園	街区	0.11	S55	1980
1- 046	山田西第1	公園	街区	0.34	S56	1981
1- 047	山田西第2	公園	街区	0.29	S56	1981
1- 048	山田西第3	公園	街区	0.14	S56	1981
1- 049	王子	公園	街区	0.35	S55	1980
1- 050	山田駅東	公園	街区	0.43	H15	2003
1- 051	末広	公園	街区	0.33	S57	1982
1- 052	新しいずみ	公園	街区	0.10	S58	1983
1- 053	あんず	公園	街区	0.10	S58	1983
1- 054	佐井寺東	公園	街区	0.16	S59	1984
1- 055	いずみの園	公園	街区	0.13	S59	1984
1- 056	円山	公園	街区	0.10	S60	1985
1- 057	尺谷	公園	街区	0.39	S61	1986
1- 058	岸部南	公園	街区	0.10	S62	1987
1- 059	南正雀ふれあい	公園	街区	0.41	H1	1989
1- 060	原竜が池	公園	街区	0.15	H1	1989
1- 061	亥の子谷北	公園	街区	0.15	S61	1986
1- 062	亥の子谷	公園	街区	0.25	H4	1992
1- 063	竹谷	公園	街区	0.12	H6	1994
1- 064	上山手	公園	街区	0.20	H5	1993
1- 065	佐井寺南	公園	街区	0.10	H8	1996
1- 066	千里山東にちご	公園	街区	0.12	H8	1996
1- 067	宮が谷池	公園	街区	0.15	H4	1992
1- 068	片山北ふれあい	公園	街区	0.74	H6	1994
1- 069	岸部中第2	公園	街区	0.25	H6	1994
1- 070	佐井寺北	公園	街区	0.14	H9	1997
1- 071	佐井寺新池	公園	街区	0.22	H9	1997
1- 072	山田下ふれあい	公園	街区	0.21	H9	1997
1- 073	千里山	公園	街区	0.22	S60	1985
1- 074	こすも	公園	街区	0.10	S61	1986
1- 075	東御旅	公園	街区	0.14	S62	1987

No.	公園名		種別	開設面積 (ha)	開設年度	
					和暦	西暦
1- 076	千里山西	公園	街区	0.24	H1	1989
1- 077	岸部北	公園	街区	0.11	H2	1990
1- 078	千里山東	公園	街区	0.20	H3	1991
1- 079	山田東	公園	街区	0.10	H3	1991
1- 080	ルネ千里丘	公園	街区	0.16	H3	1991
1- 081	山田小川	公園	街区	0.20	H3	1991
1- 082	千里台	公園	街区	0.16	H3	1991
1- 083	青葉丘南第1	公園	街区	0.10	H3	1991
1- 084	青葉丘南第3	公園	街区	0.14	H3	1991
1- 085	だいのき	公園	街区	0.12	H3	1991
1- 086	引谷	公園	街区	0.20	H3	1991
1- 087	五反島	公園	街区	0.47	H4	1992
1- 088	南正雀わんぱく	広場	街区	0.46	H4	1992
1- 089	原町	公園	街区	0.22	H7	1995
1- 090	吹一	公園	街区	0.10	H7	1995
1- 091	青葉丘	公園	街区	0.14	H9	1997
1- 092	上山田	公園	街区	0.23	H10	1998
1- 093	山田西にこにこ	公園	街区	0.17	H11	1999
1- 094	川園	公園	街区	0.79	H11	1999
1- 095	垂水上池	公園	街区	0.32	H11	1999
1- 096	春日わんぱく	公園	街区	0.33	H12	2000
1- 097	千里丘西	公園	街区	0.21	H13	2001
1- 098	山田川	公園	街区	0.13	H14	2002
1- 099	千里丘上	公園	街区	0.11	H14	2002
1- 100	長野西	公園	街区	0.21	H14	2002
1- 101	新芦屋下	公園	街区	0.18	H15	2003
1- 102	新芦屋上	公園	街区	0.28	H17	2005
1- 103	山田上王子池	公園	街区	1.10	H18	2006
1- 104	山田西ふれあい	公園	街区	0.16	H19	2007
1- 105	長野	公園	街区	1.40	H20	2008
1- 106	原町ふれあい	公園	街区	0.17	H22	2010
1- 107	星ヶ池	公園	街区	0.35	H24	2012
1- 108	神崎新田	公園	街区	0.12	H25	2013
1- 109	千里山中央	公園	街区	0.30	H27	2015
1- 110	春日おさんぽ	公園	街区	0.11	H29	2017
1- 111	円山中央	公園	街区	0.28	R1	2019
1- 112	円山見晴らし	公園	街区	0.18	R2	2020
1- 113	岸部中5丁目	公園	街区	0.14	R2	2020

No.	公園名		種別	開設面積 (ha)	開設年度	
					和暦	西暦
1- 114	古江台6丁目	公園	街区	0.11	R3	2021
1- 115	岸部新町しろやま	公園	街区	0.33	R4	2022
1- 116	青葉丘南	公園	街区	0.15	R4	2022
1- 117	藤白台けやき	公園	街区	0.19	R5	2023
2- 001	津雲	公園	近隣	3.00	S39	1964
2- 002	高野	公園	近隣	2.70	S39	1964
2- 003	佐竹	公園	近隣	3.10	S38	1963
2- 004	ねむのき	公園	近隣	1.20	S41	1966
2- 005	竹見	公園	近隣	2.00	S43	1968
2- 006	青山	公園	近隣	2.70	S41	1966
2- 007	藤白	公園	近隣	2.30	S42	1967
2- 008	古江	公園	近隣	3.00	S40	1965
2- 009	くちなし	公園	近隣	1.70	S42	1967
2- 010	江坂	公園	近隣	2.30	S44	1969
2- 011	南吹田	公園	近隣	2.30	S48	1973
2- 012	山田西	公園	近隣	1.90	S61	1986
2- 013	新芦屋中央	公園	近隣	1.10	S55	1980
2- 014	佐井寺南が丘	公園	近隣	1.00	H8	1996
2- 015	健都レールサイド	公園	近隣	2.56	H30	2018
3- 001	中の島	公園	地区	6.40	S26	1951
3- 002	片山	公園	地区	4.00	S41	1966
3- 003	桃山	公園	地区	6.00	S46	1971
4- 001	千里南	公園	総合	10.50	S38	1963
4- 002	千里北	公園	総合	30.10	S40	1965
4- 003	紫金山	公園	総合	8.40	S48	1973
5- 001	千里	緑地	都市緑地	58.80	S38	1963